第三次守谷市総合計画後期基本計画及び第３期守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託　公募型プロポーザル実施要領

１　趣旨

本要領は、第三次守谷市総合計画後期基本計画及び第３期守谷市まち･ひと･しごと創生総合戦略策定支援業務（以下「本業務」という）を委託するに当たり､公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための各種手続き、要件及び審査等の内容について、必要な事項を定めるものである。

２　業務概要

（１）業務の名称

第三次守谷市総合計画後期基本計画及び第３期守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託

（２）業務内容

第三次守谷市総合計画後期基本計画及び第３期守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という）のとおり。

なお、仕様書内で規定した業務の内容は、本業務に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではない。実際に委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書を基に、本市と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

（３）履行期間

契約締結の日から令和９年３月３１日まで

※債務負担行為に基づく複数年（令和７年度･８年度の２か年）契約とする。

（４）提案上限額

１３，８８６，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

（令和７年度　０円、令和８年度　１３，８８６，０００円）

なお、この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業規模を示すためのものである。

（５）選定方法

公募型プロポーザル方式

３　参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該

当しないこと。

（２）守谷市競争入札参加資格規程（平成１５年守谷市訓令第１３号）に基づく令和７・８年度の競争入札参加有資格者名簿（物品・役務）に登録されている者であること。

（３）守谷市工事等の契約に係る指名停止等措置要領（平成６年守谷町規程第１０号）に基づく指名停止期間中でないものであること。

（４）守谷市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成２０年守谷市告示第７６号）第３条の規定に基づく排除措置等を受けていないこと。

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始後又は再生計画の認可決定が決定した後に守谷市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りではない。

（６）破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始又は会社法（平成１７年法律第８６号）の規定に基づく特別清算開始の申立がなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。

（７）次のいずれかに該当する者でないこと。

ア　自らが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団である者

イ　自らの役員等が暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員である者

ウ　自らの経営に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）が実質的に関与している者

エ　自ら又は自らの役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用する等をしている者

オ　自ら又は自らの役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金を供給し、若しくは便宜を供与する等積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者

カ　自ら又は自らの役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難される関係を有している者

キ　自ら又は自らの役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用する等をしている者

（８）仕様書に基づく本業務を履行するために必要な業務経験を有し、本業務に精通した者を従事させることができるとともに、本業務を円滑に確実に遂行

するために必要な経営基盤を有していること。

（９）令和２年度から令和６年度の間に、地方自治体からの発注によって総合計画又は総合戦略の策定支援業務を受託し、完了した実績があること。

４　スケジュール

日程	内容
令和７年５月１６日（金）	・公告（募集の開始）
令和７年５月１６日（金）から 令和７年５月２２日（木）午後４時まで	・質問受付期間
令和７年６月　２日（月）まで	・質問に対する回答（随時）
令和７年６月　９日（月）から 令和７年６月１１日（水）午後５時まで	・参加申込の受付期間
令和７年６月１６日（月）	・一次審査（書類審査）
令和７年６月１９日（木）予定	・一次審査結果通知
令和７年６月２４日（火）又は 令和７年６月２５日（水）予定	・二次審査 （プレゼンテーション審査）
令和７年６月３０日（月）予定	・審査結果通知、結果の公表
令和７年７月上旬	・契約締結

５　実施要領等の公表

（１）公 表 日　　令和７年５月１６日（金）

（２）公表方法　　守谷市公式ホームページへの掲載

URL:https://www.city.moriya.ibaraki.jp/

（３）実施要領等の関係書類の入手方法

市ホームページからダウンロード

６　質問と回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次のとおり行うものとする。

（１）受付期間

令和７年５月１６日（金）～２２日（木）　午後４時まで（必着）

（２）提出方法

質問書（様式１）に質問内容を記載し、メールにより提出すること。

電子メールの件名は「【次期計画等プロポーザル質問】_〇〇（事業者名）」とすること。なお、メール送信後、電話による連絡も行うこと。

（３）回答方法

令和７年６月２日午後６時までに、市公式ホームページに掲載する。なお、質問のあった事業者名は公表せず、質問内容及び回答のみ公表する。また、質問内容が不明瞭である場合や意見表明と解される場合は回答しないことがある。さらに、質問内容を公表することが質問した者に不利益になる場合は、個別回答をするものとし、質問内容・回答内容を公表しないことがある。

（４）提出先

守谷市 市長公室 企画課

メール：kikaku＊city.moriya.ibaraki.jp

（セキュリティ上、＊を＠と読み替えること）

なお、電話による質問は受付しないので、留意すること。

７　参加手続等

（１）提出書類

書類名	様式	備考
①参加申込書	様式２	
②会社概要書	様式３	会社パンフレット等、会社概要がわかるものを併せて提出すること。
③業務実績書	様式４ 任意様式	令和２年度から令和６年度の実績を記載すること。また、業務実績の中から、具体なデータ（実績のある自治体において公表されている計画等）を１自治体分、添付すること。
④業務体制表	様式５	
⑤企画提案書	任意様式	Ａ４サイズで作成すること。また、別紙の評価基準書における二次審査（プレゼンテーション審査）のテーマ・仕様書等に基づき企画提案書の作成を行うこと。 なお、ページ数の上限はないが、仕様書や評価基準書に沿って簡潔に作成すること。
⑥見積書	任意様式	事業全体の積算内訳を記載すること。

（２）提出部数

①正本（上記①～⑥）　　１部

②副本（上記①～⑥）　　２部

③データ　　一式

※正本の電子データを CD-R 又は DVD-R に格納すること。ただし、データ形式はワード、エクセル、パワーポイント、PDF のいずれかとする。

（３）提出期限

令和７年６月１１日（水）　午後５時（必着）

（４）提出方法

持参又は郵送

（５）提出先

〒３０２－０１９８　茨城県守谷市大柏９５０番地の１

守谷市 市長公室 企画課　次期計画等 担当者 宛

８　企画提案書等の取扱い

（１）提出された書類は、審査に必要な範囲で複製を作成することがある。

（２）企画提案書等の提出後、補足資料等を求めることがある。

（３）企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加停止措置を行うことがある。

（４）企画提案書等に含まれる著作権・特許権など、日本国の法令に保護された第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

９　一次審査

（１）審査の手順

プロポーザル審査委員会委員により提出書類を審査する。二次審査に進む者は、各委員の得点の平均点が最低基準点（満点の５割）を上回る者かつ、各委員の得点の平均点が高い上位４者以内とする。なお、参加する提案者が１者の場合でも一次審査を実施し、最低基準点を超えた場合は二次審査へ進むものとする。

（２）審査結果

一次審査の結果は、全ての企画提案者へ令和７年６月１９日（木）に電子メールにて通知する。また、一次審査を通過した企画提案者には併せて二次審査の開催通知を送付する。なお、選考結果の異議申し立ては、一切受け付けない。

10　二次審査（プレゼンテーション審査）

（１）審査の手順

一次審査を通過した企画提案者は、プロポーザル審査委員会において、企画提案書等に記載された内容について、二次審査を行う。各委員の二次審査での得点の平均点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

（２）日時：令和７年６月２４日（火）・２５日（水）※予定

詳細な日程は、一次審査を通過した企画提案者に一次審査の結果と併せて通知する。なお、二次審査の順序は、企画提案書の提出順とする。

（３）実施場所：守谷市役所 本庁舎 ３階 庁議室（予定）

※詳細は一次審査の結果と併せて通知する。

（４）所要時間

プレゼンテーションの時間は１企画提案者あたり４０分以内とする。

・企画提案（プレゼンテーション）　２０分以内

・質疑応答　２０分以内

（５）内容

企画提案書の詳細な説明をすること。提案内容の説明には企画提案書のほか、パワーポイントを利用した説明を可能とする。ただし、パワーポイントの内容は、企画提案書に記載された提案内容及びその補足事項に限る。

また、提出済の企画提案書以外のデータをプレゼンテーション審査に使用する場合は、前日までに電子メール又は CD-R 等により該当データを提出するものとする。

（６）出席者

４名以内とし、業務体制表に記載された管理責任者及び主担当者は必ず出席すること。

（７）使用機器

本市が用意する機器（プロジェクター、HDMI ケーブル、スクリーン、マイク）以外の機器を使用する場合は、企画提案者が持参するものとする。

（８）選定結果

選定結果については、二次審査に参加した全ての企画提案者に個別に電子メールにより通知するとともに、市ホームページにおいても選定結果（優先交渉権者の名称）を公表する。

なお、選定結果等についての異議申し立ては、一切受け付けない。

（９）その他

企画提案書及び各審査における質疑応答の結果、仕様書にない提案があった場合は、業務の仕様に含めることを原則とする。ただし、提案内容及び各審査における質疑応答における回答事項がそのまま契約内容となるものではない。

11　評価項目

評価項目は、詳細は別紙「第三次守谷市総合計画後期基本計画及び第３期守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略 策定支援業務委託 プロポーザル評価

基準及び配点」のとおりとする。

12　その他留意事項

（１）本プロポーザルに参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。

（２）本市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。

（３）企画提案書は、１事業者につき１提案とする。

（４）提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。

（５）企画提案書等、本プロポーザルに関する全ての提出物は返却しない。

（６）企画提案書等については、本プロポーザルにのみ使用するものとする。

（７）本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

（８）審査結果（参加者数、点数、順位）は公表するものとし、参加者名は優先交渉権者のみ公表するものとする。

（９）本業務の契約が締結されるまでは、本プロポーザルに伴う書類は非公開とする。ただし、契約締結後は、情報公開請求により、守谷市情報公開条例（平成１０年守谷町条例第４号）に基づき、取り扱うものとする。

（１０）次のいずれかに該当する場合は失格とする。

①参加資格の要件を満たさなくなった場合

②提出書類に虚偽の記載があった場合

③見積書が委託料の提案上限額を超えている場合

④選定の公平性を害する行為があった場合

⑤その他、著しく信義に反する行為があった場合

13　事務局

茨城県 守谷市役所 市長公室 企画課

住　所：〒302-0198　　茨城県守谷市大柏 950 番地の 1

電　話：0297-45-1111（代表）　　内線 357

メール：kikaku＊city.moriya.ibaraki.jp

（セキュリティ上、＊を＠と読み替えること）